

「唐・侯莫陳毅墓誌」の訳注と考察

平田 陽一郎*

Houmochen Yi Tang Epitaph:

Translation and Notes

HIRATA Yoichiro*

Key Words: Houmochen Yi, Sui Dynasty, Tang Dynasty, Epitaph

1. はじめに

これまでに筆者は、『沼津工業高等専門学校研究報告』に、隋唐時代の墓誌・造像記に関する訳注と考察を、都合六回にわたって掲載し、それらを大幅に増補した上で拙著に収録し、二〇二一年に刊行した[1]。

それらにつづいて本稿で取り上げてみたいのが、「唐・侯莫陳毅墓誌」である。当該墓誌は、西魏以来の北族の名門と目される侯莫陳氏の系図の再現や家門の盛衰など、従来も取り組まれてきた研究にとって有用であることに加え、隋代「府兵制」の軍府＝鷹揚府の実態など、主に軍制面において、新たな知見をもたらすものと考えられる。

紙幅の関係で、詳細な検討は別の機会に譲らざるを得ないが、その準備作業として、本稿では同墓誌銘に対して訳注を施し、その内容の正確な把握に努めることとしたい。

2. 「唐・侯莫陳毅墓誌」訳注

本稿で取り上げる「唐・侯莫陳毅墓誌」については、氣賀澤保規編『新編 唐代墓誌所在総合目録』(明治大学東アジア石刻文物研究所、二〇一七九年、目録番号六〇一)に著録され、呉鋼主編『全唐文補遺(千唐誌齋新藏專輯)』(三秦出版社、二〇〇六年、七～八頁)をはじめとして、当該墓誌を収載する資料集などの情報が整理されている。

その後、陳飛飛「中古侯莫陳氏研究—以侯莫陳毅墓誌為中心」(『文博』二〇一八年第一期、総第二〇二期)も、この墓誌に検討を加えている。陳氏の論文によれば、同墓誌については、一九七〇年代に「洛陽市西工区紅山郷劉樓村北邱山之原」で出土したとの説と、一九九九年に「洛陽飛機場南」で出土したとの二説があるが、現在は、「洛陽千唐誌齋」に所蔵されているとのことである。また、墓誌蓋は失われているが、誌

石は青石質、一辺七三cmの方形で、厚さは一三cmであるという。ちなみに文字数は、全三一行、満行三一字で、筆者のカウントしたところでは、合計九〇二字が刻されている[2]。

なお、陳氏の分析の主眼は、墓主の婚姻関係を中心とした侯莫陳氏の盛衰に注がれており、隋代から唐初にかけて、墓主が歴任した官職、特に軍職の検討は簡略となっている。そこで、本稿では軍制面に焦点を当てて検討してみたいが、まずは以下に【録文】【訓読】【語釈】【口語訳】を掲げることとする。【録文】においては、行数を冒頭二桁の数字で表し、□は判読困難な文字を示す。【訓読】においては、一部の借字や誤字と思われるものを(誤)[正]の形で改め、判読困難ながら推定可能な文字は□内に記入し、また文脈に応じて適宜改行した。【語釈】は最低限に止めたので、個々の用語の意味については、【口語訳】を参照されたい。なお、【録文】では、よりテキストに近い字形を採用することを旨としたが、便宜上・技術上の問題から、異体字を通字に改めたところが少なくない。【訓読】と、【語釈】見出しの字体は【録文】に従い、それ以外は常用漢字を使用した。

【録文】

(01)大唐故寧遠將軍上輕車都尉南賓公侯莫陳府君誌銘并序(并序は、半行で縦に二文字)(02)公諱毅字小苟其先彭城人漢楚元王交之後也曰仕後魏南遷洛陽故又為河(03)南人也曾祖興魏殿中將軍柱國太保司空特進芝相雲并股五州刺史清河公(04)祖崇周八柱國大都督雍州牧尚書令太宗伯大司空大司徒太保梁國公諡曰(05)劉公食邑萬戶父暉周車騎將軍驃騎將軍食邑二千三百戶隨大將軍易州刺史(06)史左武侯大將軍長利郡宜公大業二年□柱國公即長利公之第六子也幼而(07)風

*教養科 Division of Liberal Arts

采秀發容止淹潤文武之才不虧門代以開皇十有一年任隨文皇帝千牛左(08)右近侍宸辰朝難其選隨晉王以帝之愛子當朝莫二奏請以公為其左右降勅(09)許焉廿年煬帝之為皇太子又以公為右千牛左右仍檢校右內率府司馬既摠(10)軍司之任又膺御侮之職大業元年以第三兄惠仕於楊諒緣坐停家七年直殿(11)內省八年從往遼東任右衛行軍長史九年任左驍衛義揚府鷹揚郎將十一年(12)任行軍摠管領鷹揚鷹擊等九十七人兵號十萬與李粲相知防遏北境十二年(13)共屈突通打胡賊勳居第一遷正議大夫左驍衛武牙郎將義寧元年從討薛舉(14)二年從討王充任右元帥左一摠管司馬武德元年以破王充之勳遷上開府謀(15)叅人募勇冠三軍二年遷任尚乘奉御三年改任尚衣奉御五年遷汴州都督府(16)司馬九年加授南賓縣開國男貞觀元年以都督慶去任二年授寧遠將軍行奉(17)車都尉十年授齊王帳內府典軍公正直有素肅於御下才高位卑積薪與歎駟(18)馳藩翰非其好焉乃喟然而言曰吾以四世五公之胄不能剋隆名位不如養志(19)丘園高尚其節於是同子房之靜退若䟽受之言歸從□□□如也以永徽元年(20)歲次庚戌正月辛丑朔廿八日戊辰春秋七十有四遘疾薨於洛陽之私第夫人(21)蘭陵縣君蕭氏梁世祖明帝之第七女也六行事脩四德爰備遭家不造隨昆季(22)於秦京爰降勅書言歸右族以貞觀十有四年薨于京第有子曰哲瑩と在疾無(23)葇功之親落落窮居乏車馬之幣罄其心力隆茲宅地以永徽三年歲次壬午十(24)月乙酉朔廿二日景午遵姬公之禮遷厝於洛州河南縣金谷鄉清義里北邙之(25)原乃為銘曰(以下空白)(26)在漢開楚寓狄稱陳立功從政因機屈申公侯必復惟德有隣兼資文武代有其(27)人惟此南賓稟茲庭訓繼彼名德承斯令問政宣萬里名高六郡量重位輕有時(28)無運知止知足有卒有初放曠辭祿逍遙晏如炎涼代序日月居諸小年往矣太(29)素歸歟粵有好述是惟令室帝緒稱胄柔明挺質樊姬伍敬晏斯延與善無微(30)先秋長畢瑩瑩孤嗣厝是隆卜兆襲吉自口往東逶迤薤露廳颺松風芳猷無(31)歌音徽不窮

【訓読】

大唐の故寧遠將軍・上輕車都尉・南賓公、侯莫陳府君の誌銘、並びに序

公、諱は毅、字は小苟、其の先は彭城の人、漢の楚元王交の後なり。後魏に仕えしに回りて、南のかた洛陽に遷り、故に又た河南の人と為るなり。

曾祖の興は、魏の殿中將軍・柱國・太保・司空・特進・丞相

雲并殷五州刺史・清河公たり。祖の崇は、周の八柱國・大都督・雍州牧・尚書令・大宗伯・大司空・大司徒・太保・梁國公、諡して劉公と曰い、食邑萬戸たり。父の暉は、周の車騎將軍・驃騎將軍、食邑二千三百戸、隨の大將軍・易州刺史・左武侯大將軍・長利郡宜公たりて、大業二年、柱國を贈らる。

公は即ち長利公の第六子なり。幼くして風采は秀發し、容止は淹潤、文武の才は、門代を虧かず。開皇十有一年を以て、隨の文皇帝の千牛左右に任ぜらる。宸辰に近侍するに、朝は其の選に難んず。隨の晉王は帝の愛子たるを以て、當朝に二莫く、奏請して公を以て其の左右と為すや、勅許を降さる。

廿年、煬帝の皇太子と為るや、又た公を以て右千牛左右と為し、仍りて右内率府司馬を檢校せしむ。既に軍司の任を摠べ、又た御侮の職に膺たる。大業元年、第三兄の恵が楊諒に仕えしを以て、縁坐し、停家せらる。七年、殿内省に直す。八年、遼東に往くに從い、右衛行軍長史に任ぜらる。九年、左驍衛義揚府鷹揚郎將に任ぜらる。十一年、行軍摠管に任ぜられ、鷹揚・鷹擊等九十七人を領し、兵は十萬と號し、李粲と相い知し、北境を防遏す。十二年、屈突通と共に胡賊を打ち、勳は第一に居る。正議大夫・左驍衛武牙郎將に遷る。

義寧元年、薛舉を討つに從う。二年、王充を討つに從い、右元帥左一摠管司馬に任ぜらる。武德元年、王充を破るの勳を以て、上開府に遷る。謀は(人)〔大・天?〕幕に叅じ、勇は三軍に冠たり。二年、遷りて尚乘奉御に任ぜらる。三年、改めて尚衣奉御に任ぜらる。五年、汴州都督府司馬に遷る。九年、南賓縣開國男を加授せらる。

貞觀元年、都督(慶)〔府〕を以て任を去る。二年、寧遠將軍・行奉車都尉を授けらる。十年、齊王帳内府典軍を授けらる。公は正直有素にして、御下に肅たり。才は高く位は卑く、積薪興歎す。藩翰に駟馳するは、其の好みに非ず。乃ち喟然として言いて曰く、吾、四世五公の胄を以て、名位を剋隆する能わず、志を丘園に養い、其の節を高尚にするに如かず、と。是こに於いて、子房の靜退に同じく、䟽受の言に歸するが若し。從□□□如也。永徽元年歲次庚戌正月辛丑朔廿八日戊辰、春秋七十有四を以て、疾に遘いて洛陽の私第に薨ず。

夫人、蘭陵縣君の蕭氏は、梁の世祖明帝の第七女なり。六行をば筆に脩め、四徳は爰に備わる。家の不造に遭い、昆季に隨いて秦京に於く。爰に勅書を降し、言に右族に歸す。貞觀十有四年を以て、京第に薨ず。子有りて哲と曰い、瑩ととして疾に在り、葇功の親無く、落落として窮居し、車馬の幣に乏し。其の心力を罄くし、茲の宅地を隆くす。永徽三年歲次壬

午十月乙酉朔廿二日景午を以て、姫公の禮に遵い、洛州河南縣金谷郷清義里北邨の原に遷厝す。乃ち銘を為りて曰く、

漢に在りて楚を開き、狄に寓して陳に稱う。功を立てて政に役い、機に因りて屈申す。公侯は必ず復り、惟れ徳に隣有り。文武を兼資し、代々其の人有り。惟れ此の南賓、茲の庭訓を稟く。彼の名徳を継ぎ、斯の令問を承く。政は萬里に宣し、名は六郡に高し。量は重く位は軽く、時有って運無し。止まるを知り足るを知り、卒わり有り初め有り。放曠として禄を辞し、逍遙して晏如たり。炎涼は代序し、日月居諸。小年は往き、太素は歸らんか。粵に好速有り、是れ惟の令室。帝緒は稱胄し、柔明は挺質す。樊姫の伍する攸、敬姜は斯れ延す。與善に徴無く、秋に先んじて長く畢わる。煢煢たる孤嗣、安厝はれ隆し。卜兆して襲吉し、西自り東に往く。逶迤たる薤露、颺颺たる松風。芳猷歇くる無く、音徽窮まらざらん。

【語釈】

- ①「寧遠將軍」 唐代に置かれた武散官の一つで、正五品下(『旧唐書』卷四二、職官志一、一七九五頁ほか参照)。
- ②「上輕車都尉」 唐代に置かれた勳官の一つ。全一二等級の第五等級で正四品上(『旧唐書』卷四二、職官志一、一七八四・一七九三・一八〇八頁ほか参照)。
- ③「南賓公」 本文一六行目にあるように、墓主が唐高祖の武徳九年(六二六)に授けられた「南賓縣開國男」という封爵で従五品上。南賓県は臨州・欽州の属県として見えるが、どちらを指すか未詳(『旧唐書』卷四二、職官志一、一七九五頁、同卷四三、職官志二、一八二一頁ほか参照)。
- ④「侯莫陳」 華北に進出した北方游牧系の人々が名乗った、いわゆる「胡姓」の一つ(『元和姓纂(附四校記)』卷五、七三三～七三六頁ほか参照)。北朝～唐代にかけての侯莫陳氏の盛衰については、龍成松「北朝隋唐侯莫陳氏家族与仏教研究一兼論『頓悟真宗要訣』之背景一」(『敦煌研究』二〇一七年第四期、総第一六四期)、および本稿前掲の陳氏論文等で検討されているので参照のこと。
- ⑤「曾祖の興」 父の元(あるいは允)の世代に武川鎮に移住し、北魏～西魏期に実在した人物。本墓誌には、多数の肩書きが記されているが、実際に就任したのは殿中將軍と羽林監のみで、柱国・太保・清河(郡)公は、次の語釈で見る子の崇が挙げた勳功による追贈である旨の記述があり、残る司空・特進・定相雲并殿五州刺史も同様であったと考えられる(『周書』卷一六、『北史』卷六〇、侯莫陳崇伝を参照)。
- ⑥「祖の崇」 西魏建国の元勳、いわゆる「八柱国」の一人とされる人物。本墓誌に掲げられた肩書きは、大都督・雍州刺史(五五九年に雍州牧に改称)・尚書令・大司空・梁国公・邑万户・太保・大宗伯・大司徒の順で、実際に授けられたものの。五六三年、北周の実権を握る宇文護に睨まれ死を賜った。諡は当初「躁」で、宇文護誅殺後に「莊閔」と改められたといい、本墓誌が「剛(剛)公」とするのは異同がある(『周書』卷一六、『北史』卷六〇、本伝を参照)。
- ⑦「父の暉」 侯莫陳崇の子としては芮・穎がいたことが、前掲『周書』『北史』や『隋書』卷五五、侯莫陳穎伝等に記されているが、暉の名は見えない。本墓誌によれば、大業二年に柱国を追贈されたいので、「周の車騎將軍」以下の肩書きの中には、生前に受けた実職も含まれていると考えられるが未詳。
- ⑧「千牛左右」 隋代に置かれた近衛兵の一種。後掲の考察を参照のこと。
- ⑨「右内率府司馬」 右内率府は、隋代に東宮・皇太子付きの近衛兵を統率した組織の一つで、司馬はその事務方管理職。後掲の考察を参照のこと。
- ⑩「楊諒」 隋文帝の第五子で、煬帝の同母弟。漢王に立てられ、末子ゆえか父の寵愛を受け、北方防衛の要衝たる并州総管に任じられた。のち、長兄で皇太子の楊勇が、次兄の楊広(煬帝)の策動によって廢嫡・殺害され、それに不満を抱いた兄の楊秀も庶民に落とされると、不安に駆られた楊諒も、父帝の崩御を聞いて、仁寿四年(六〇四)八月に挙兵。煬帝に敗北し、幽閉ののち死去した。なお、この楊諒が、その部下で大將軍の侯莫陳恵を長安攻略に派遣したとの記事があり、本墓誌に楊諒に仕えた「第三兄の恵」が見えるのと符合する(『隋書』卷四五、文四子(楊諒)伝ほか参照)。
- ⑪「殿内省に直す」 殿内省に宿直勤務すること。殿内省は、天子の乗り物や衣服等のことを管掌する部局。北魏では殿中監、北齊・隋初には殿中局と称したが、煬帝の大業三年令に合わせて殿内省に、唐武徳年間に殿中省と改称された(『隋書』卷二八、百官志下、七九三・七九五頁、『旧唐書』卷四四、職官志三、殿中省、一八六三頁ほか参照)。
- ⑫「右衛行軍長史」 右衛は、隋文帝期の中央軍統轄組織である十二衛の一つだが、煬帝の大業三年に右翊衛と改称されており、旧名に拠ったものか(『隋書』卷二八、百官志下、七九三頁ほか参照)。行軍は語釈⑭の行軍総管の略で、長史はその司令部の事務方トップ。後掲の考察を参照のこと。

- ⑬「左驍衛義揚府鷹揚郎將」 左驍衛は、隋文帝の開皇十八年に新設された中央軍統轄組織である左右備身府を、煬帝の大業三年に改称したもの(『隋書』卷二八、百官志下、七九三頁ほか参照)。義揚府はその統轄下の地方軍府(鷹揚府)で、鷹揚郎將はその長官。後掲の考察を参照のこと。
- ⑭「行軍摠管」 北朝から唐代にかけて、征討軍の指揮官に臨時に授けられた職名で、この行軍総管を複数束ねる総司令官を行軍元帥という。
- ⑮「李粲」 隋末、弘化郡留守を務め、李淵の軍が長安に入城すると、郡守の柳儉とともに帰順した人物として名が見える(『隋書』卷七三、『北史』卷八六、循吏・柳儉伝を参照)。
- ⑯「屈突通」 隋～唐初に活躍した武人で、当時の人々から「屈突通に会うくらいなら、葱を三斗食べた方がマシだ」と言われるほど、厳正な性格の持ち主であったという。最後まで隋に忠節を尽くし、李淵軍に粘り強く抵抗したことから、かえって評価され、李世民の行軍元帥長史に任じられ、薛舉・王世充の討伐でも活躍したが、貞観二年に死去した。貞観十七年(六四三)に太宗の「凌煙閣二十四功臣」に列せられた(『旧唐書』卷五九、『新唐書』卷八九、本伝を参照)。
- ⑰「正義大夫」 隋煬帝期には開府儀同三司(従一品)～立信尉(従九品)にいたる散職(散官・散実官を統合した位階の一系列)が置かれたが、正義大夫はその一つで正四品(『隋書』卷二八、百官志下、七九四頁、『通典』卷三四、職官一六、文散官、光禄大夫以下、九三六頁を参照)。
- ⑱「左驍衛武牙郎將」 左驍衛は前掲語釈⑬を参照。武牙郎將は、李淵の祖父・李虎の諱を避けたもので、本来は虎牙郎將。煬帝期に中央軍統轄組織である各衛府ごとに六人置かれた中級指揮官で、従四品(『隋書』卷二八、百官志下、八〇〇頁を参照)。
- ⑲「薛舉」 金城の人で、隋の大業年間、同地に置かれた鷹揚府である金城府の校尉(軍府の中級指揮官)に任じられたが、隋末の乱に乗じて蜂起した群雄の一人。隴西一帯をおさえ、兵力三十万と号して唐の長安を脅かしたが、李世民に敗れたのち病死した(『旧唐書』卷五五、『新唐書』卷八六、本伝を参照)。
- ⑳「王充」 隋末の乱における群雄の一人である王世充のこと。李世民的諱を避けて王充とも記される。祖父は支頰稱という西域出身の胡人で、長安東方の新豊の地に移住。その死後、妻が儀同の王粲と再婚したため、連れ子の支収は姓を王氏に改め、州の次官である長史まで昇進。その子である王世充は、兵法や法律に通じ、煬帝に取り入って出世する一方、世の乱れを見越して人気取りにも励むなど、抜け目のない人物であった。煬帝の孫・越王侗が鎮守する洛陽の救援に派遣された王世充は、煬帝の死後に成立した越王侗(皇泰主)政権の実権を掌握。洛陽に肉薄していた群雄・李密の撃退に成功すると、やがて皇泰主を廃して自ら皇帝に即位。年号を開明、国号を鄭としたが、李世民の攻撃を受けて降伏。最期は長安で仇の手にかかって殺された(『隋書』卷八五、『北史』卷七九、『旧唐書』卷五四、『新唐書』卷八五、本伝を参照)。
- ㉑「右元帥左一摠管司馬」 義寧二年(六一八)正月、李世民が右元帥に任じられ、洛陽攻略に向かったが、左一摠管はその麾下の一軍で、司馬は事務方管理職。墓誌文には、義寧二年＝武徳元年に王世充を破った勲功で、墓主は次の語釈㉒の「上開府」を授けられたとあるが、王世充政権の崩壊は武徳四年のことであり、前哨戦での功績による授官と考えられる(『旧唐書』卷二、太宗紀上、二三頁、『新唐書』卷二、太宗紀、二五頁ほか参照)。
- ㉒「上開府」 上開府儀同三司の略称。ほどなく「上輕車都尉」と改称され、唐代の勲官の一つに位置付けられた。語釈㉑を参照のこと。
- ㉓「尚乘奉御」 語釈㉑で見た唐の殿中省の一部局である尚乘局の官員で、皇帝の御馬の管理を掌った。定員は二人で、従五品上(『旧唐書』卷四四、職官志三、殿中省、一八六五頁ほか参照)。
- ㉔「尚衣奉御」 語釈㉑で見た唐の殿中省の一部局である尚衣局の官員で、皇帝の衣服のことを掌った。定員は二人で、従五品上(『旧唐書』卷四四、職官志三、殿中省、一八六四頁ほか参照)。
- ㉕「汴州都督府司馬」 汴州は、義寧元年(六一七)に隋の滎陽郡浚儀県に置かれた州。武徳四年(六二一)、汴州および周辺諸州を治める地方統治機関として汴州総管府が設置され、武徳七年に都督府に改称された。墓主が、その事務方管理職である司馬に就任したのは、武徳五年とされるので、総管府とする方が正確である(『旧唐書』卷三八、地理志一、一四三二～一四三三頁ほか参照)。
- ㉖「行奉車都尉」 行は兼官のことで、上位の官が下位の官を兼ねること。奉車都尉は唐代の武官の一つ。中央軍統轄組織である左右衛の属官で、副車(そえぐるま)の管理を掌った。定員は五名で従五品下であったが、通常は欠員とされ、

必要になると他官が兼任したともいう(『旧唐書』卷四四、職官志三、一八九八頁、『新唐書』卷四九上、百官志四上、一二八一頁ほか参照)。

- ⑳「齊王帳内府典軍」貞観十年(六三六)当時の齊王は、太宗の第五子の李祐。帳内府は、親王の護衛担当部署。典軍は帳内府の指揮官で、校尉・旅帥・隊正・隊副らの部下を通じて、帳内六六七人を統率した。齊王は太宗の訓戒にも関わらず素行が修まらず、貞観十七年に親王府長史で輔導役の権万紀を殺害して謀反。討伐を受けて降伏後、死を賜った。この際、典軍の韋文振が齊王に従わずに齊州に立てこもったとの記録があり、当時、墓主が同じ典軍の職にあったとすると、この謀反事件と関わりがなかったとは考えにくい。墓誌文には、はっきり書かれていないが、心ならずも謀反に荷担する側にあったにせよ、あるいは抵抗する側にあったにせよ、墓主がこの職を最後に官を辞したのには、この一件が影を落としていたとも考えられる(『旧唐書』卷四四、職官志三、王府官属、一九一四～一九一五頁、同卷七六、太宗諸子・庶人祐伝、二六五七～二六五八頁ほか参照)。
- ㉑「其の節を高尚にするに如かず」『易経』蠱に、「上九、王侯に事えず、其の事を高尚にす」とあるのに基づき、志行が高潔で仕官や昇進を求めなかったことをいう表現。
- ㉒「子房の静退に同じく、疏受の言に歸するが若し」子房は張良の字。張良は漢の高祖・劉邦のために、籌策を帷帳の中にめぐらせ、勝ちを千里の外に決し、建国の功臣となったが、晩年は、出世隠遁して神仙の道に進もうとしたという(『史記』卷五五、留侯世家ほか参照)。疏受は、疏受と同じ。前漢の人で、字は公子。宣帝に評価され少傅(太子の守り役)となったが、のちに叔父で大傅の疏広が、「足るを知れば辱められず、止まるを知れば殆うからず」(後掲語釈㉑を参照)というのに従い、ともに官を辞して郷里に帰り、天寿を全うしたという(『漢書』卷七一、疏広伝を参照)。
- ㉓「蘭陵縣君の蕭氏」蘭陵は、南朝梁の帝室・蕭氏の本貫地で、県君は、唐代に五品もしくは勳官三品で封爵を持つ人物の母・妻に授けられた称号。この蕭氏と呼ばれる女性は、「梁の世祖明帝の第七女」(21行)とあるように、梁が西魏に滅ぼされてのち、北周・隋の傀儡政権とされた後梁の、第二代孝明帝・蕭巋の七女に当たる人物。事実であれば、後梁第三代の蕭琮・煬帝の蕭皇后(第二女)や、唐初に宰相となった蕭瑀(第八子)とは血を分けた姉妹となる。同じく「家の不造に遭い、昆季に隨いて秦京に於く」(21～22行)とある

ように、五八七年に後梁が隋に滅ぼされると、兄弟姉妹とともに隋の長安・大興城に移住したと考えられる。『隋書』に蕭琮が「前に已に妹を侯莫陳氏に嫁がす」とあるのは、当該の女性に関する記事だと考えられる(『隋書』卷七九、外戚・蕭琮伝、一七九四頁ほか参照)。

- ㉔「榮として疚に在り」『春秋左氏伝』哀公十六年に、孔子の死に対して哀公が賜った誄に、「榮として余、疚に在り。嗚呼哀しいかな」とあるのを踏まえた表現。
- ㉕「洛州河南縣金谷郷清義里北邙の原」洛陽東北郊外に当たり、多くの墓誌が出土している場所である(愛宕元『唐代地域社会史研究』同朋舎、一九九七年、三四頁を参照)。
- ㉖「狄に寓して陳に稱う」「狄に寓して」は、鮮卑拓跋氏の建てた北魏に仕えたことをいい、「陳に稱う」は、『荀子』成相篇第二五に、「刑は陳に称いて、其の銀を守らしめ」とあるように、道理にかなっていることをいう表現。
- ㉗「公侯は必ず復り、惟れ徳に隣有り」前半は、「公侯の子孫、必ず其の始めに復らん」(『春秋左氏伝』閔公元年)の省略で、晋の大夫の畢万が、大功を立てて魏の地を賜り、かつて占いの卦に出たとおり、先祖の畢公高と同じく諸侯に列せられたという故事に基づく表現。後半は、『論語』里仁第四に、「子曰く、徳は孤ならず、必ず鄰有り」とあるのを踏まえた表現。
- ㉘「茲の庭訓を稟く」「庭訓」とは、家庭での訓教をいう。孔子が、子の伯魚が庭を通り過ぎるのを呼び止めて、詩や礼を学ぶべきことを教えた故事に因む表現(『論語』季氏第一六を参照)。
- ㉙「止まるを知り足るを知り」『老子』立戒第四四に、「足るを知れば辱められず、止まるを知れば殆うからず、以て長久なるべし」とあるのを踏まえた表現。
- ㉚「卒わり有り初め有り」『詩経』大雅、蕩に、「天、烝民を生ず、其の命謹に匪ずや、初め有らざること靡きに、克く終わり有ること鮮なし」とあるのを踏まえた表現。
- ㉛「日月居諸」『詩経』国風、邶風の、柏舟や日月に見える「日居月諸」の語句を踏まえた表現。「居」「諸」は間投助詞で、本来は「日日月月」と訓むが、本墓誌では文字が転倒している。
- ㉜「小年は往き、太素は歸らんか」小年は、『莊子』逍遙遊第一に、「小年は大年に及ばず」とあるように、寿命が短いことをいう。「太素」は、『列子』天瑞第一に、「太素は、質の始めなり」とあり、天地開闢以前の混沌とした状態をいう。あるい

は、ここでは素王たる孔子を指し、『論語』公冶長第五に、「子、陳に在りて曰く、帰らんか帰らんか」とあるのとあわせて表現とも考えられる。いずれにせよ、墓主の死去を連想させる語句として挿入されている。

④「粵に好述有り」『詩経』国風、周南、関雎に、「関関たる雎鳩は、河の洲に在り、窈窕たる淑女は、君子の好述」とあるのを踏まえた表現。

④「樊姫の伍する攸、敬姜は斯れ延す」樊姫は、春秋五霸の一人・楚の荘王の夫人。樊姫の諫言に従ったことで、荘王は覇を唱えることができたという(『列女伝』卷二、賢明伝、「楚荘樊姫」ほか参照)。敬姜は、春秋時代の魯の大夫・公父穆伯の妻。子の公父文伯を厳しく教え導き、孔子も賢女と評したとされる女性(『列女伝』卷一、母儀伝、「魯季敬姜」、『蒙求』の「文伯羞鬻」「敬姜猶績」ほか参照)。

④「與善に徴無く」与善は善人に与するの意味。『老子』任契第七九の「天道親無けれども、常に善人に与す」がもとであるが、ここでは、司馬遷が『史記』卷六一、伯夷列伝で『老子』のこの文を引用し、さらに「天の善人に報施す、其れ如何ぞや…余甚だ感う、儻しくは所謂天道、是か非か?(二一四～五頁)」といて慨嘆しているのを踏まえた表現。墓誌文においては、善い人や立派な人が、はかなく死去することを嘆く際の常套句。

④「安厝是れ隆し」『孝経』喪親章第二二に、「其の宅兆をトして、之れを安厝す」とあるのを踏まえた表現。

④「ト兆して襲吉し」トはうらなうこと、兆は墓域をいい、ここでは墓地の吉凶を占って吉の結果を得て、洛陽での埋葬が行われたことをいう。唐代の官僚喪送儀礼については、石見清裕「唐代の官僚喪送儀礼と開元二十五年喪送令」(吾妻重二・二階堂善弘編『東アジアの儀礼と宗教』雄松堂出版、二〇〇八年)ほかを参照。

④「透迤たる薤露」透迤は、長く続さま。薤露は、薤(ニラの類)の葉についた露になぞらえつつはかない人命を悼む挽歌の一つ。秦末漢初の人・田横が自害した時、従者が悲哀の情を込めて作った歌が、のちに王侯貴人の葬送で用いられるようになったものという(『蒙求』「田横感歌」ほか参照)。

【口語訳】

大唐の故寧遠將軍・上輕車都尉・南賓公、侯莫陳府君の墓誌銘、ならびにその序文

公は、諱を毅、字を小苟といい、その祖先は彭城の人で、

前漢の(高祖劉邦の弟の)楚元王・劉交の後裔である。北魏に仕えていたことから、(孝文帝の)南方洛陽への遷都にしたがい、そのためまた河南の人となったのである。

曾祖父の興は、北魏の殿中將軍・柱国・太保・司空・特進・定相雲并殷五州刺史・清河公であった。祖父の崇は、北周の八柱国・大都督・雍州牧・尚書令・大宗伯・大司空・大司徒・太保・梁国公で、おくりなは剛公といい、食邑は一万戸であった。父の暉は、北周の車騎將軍・驃騎將軍で、食邑は二千三百戸、隋の大將軍・易州刺史・左武侯大將軍・長利郡宜公であり、大業二年(六〇六)に、柱国を追贈された。

公はすなわち長利公の第六子である。幼い時から姿形はすぐれ秀でており、立ち居振る舞いはゆったり穏やかであり、文武の才能は、名門の家柄に恥じぬものであった。開皇十一年(五九一)に、隋の文帝(楊堅)の千牛左右に任じられた。天子のお側近くに侍るのであるから、その人選は難しいものである。隋の晋王(楊広、後の煬帝)は文帝の愛息として、当代に並びぬ存在であったが、上奏して公を自身の晋王府に仕えさせる裁可を求めたところ、陛下のお許しを得たのであった。

二十年(六〇〇)、煬帝が皇太子となると、また公を右千牛左右に任じ、そして右内率府司馬を兼務させた。こうして軍務を総べ、また敵の攻撃を防ぐ職を担当したのである。大業元年(六〇五)、公の三番目の兄に当たる侯莫陳恵が(煬帝に謀反して敗死した弟の)楊諒に仕えていたため、連座して、免職処分となった。七年(六一一)、殿内省への宿直勤務を命じられた。八年(六一二)、(煬帝の第一次高句麗遠征で)遼東へ従軍し、右衛の行軍長史に任じられた。九年(六一三)、左驍衛(所属)の義揚府の(長官である)鷹揚郎将に任命された。十一年(六一五)、行軍総管に任じられ、鷹揚郎将や(鷹揚府の副将である)鷹擊郎将など九十七人を統率し、兵力は十万と呼号して、(弘化郡留守の)李粲と連携して、北方辺境の防備に当たった。十二年(六一六)、屈突通と共同で北方の異民族(である稽胡)を攻撃し、功績第一となった。正議大夫・左驍衛の武牙郎将に転任した。

義寧元年(六一七)、薛举討伐に従軍した。二年(六一八)、王世充討伐に従軍し、右元帥左一総管司馬に任じられた。武徳元年(六一八)、王世充を撃破した功績で、上開府に位を進めた。参謀として本営にあり、武勇は全軍に冠たるものであった。二年(六一九)、尚乘奉御に任じられた。三年(六二〇)、改めて尚衣奉御に任じられた。五年(六二二)、汴州都督府司馬に転任した。九年(六二六)、南賓県開国男の封爵を授けら

れた。

貞観元年(六二七)、(汴州)都督府での勤務を終える(と実務から遠ざかることになった)。二年(六二八)、寧遠將軍・行奉車都尉を授けられた。十年(六三六)、齊王(李祐)の帳内府の典軍に任じられた。公はもとより正直な人柄で、部下の統率は厳粛であった。その才能に対して授けられる位は低く、薪を積んで(その上に臥せて復讐を誓った呉王夫差のように)慨嘆した。親王府で駆使されるのは、公の好むところではなかった。そこで嘆息して次のようにいった。「私は、代々高官を輩出する家系の出身であるのに、名誉と位階を高めることができず、(そうであれば)隠居の地で精神を修養し、高潔な態度を守るべきである」と。こうして、張良が静かに身を引き、疏受が帰郷したように(官界を去って引退したのである)。従□□□如也(欠字により不明)。永徽元年(六五〇)正月二八日、享年七四にて、病に倒れ洛陽の自宅で死去した。

その夫人である、蘭陵県君の蕭氏は、南朝梁(後梁)の世祖・孝明帝の第七女である。六つの善い行いを修め、婦人の持つべき四つの徳を身につけていた。(梁の滅亡という)家門の不幸に遭遇し、兄弟連れだつて隋の長安大興城に移り住んだ。そこに陛下の詔勅が降り、(侯莫陳氏という)高貴な家柄に嫁いたのである。貞観十四年(六四〇)、長安の邸宅で亡くなった。立派な息子に恵まれ(その名を)哲とつけたが、親を亡くして一人となった悲しみに加え、ともに喪に服すべき親族もおらず、さびしく貧乏な暮らし向きで、葬列の準備にも事欠く有様であった。その心も力も尽くして、この墓地を営んだのである。永徽三年(六五二)十月二二日、周公旦の定めた喪礼に従って、洛州の河南県の金谷郷の清義里の北方は邱山の地に改葬された。その銘文は次ぎのとおりである。

漢の時代には楚王に封建され、北魏では道理にかなった(行動をした)。功績を立てて政治に従事し、時機に応じて(家門は)かがむこともものびることもあった。公侯の子孫は必ず元に帰って公侯になるといい、徳のある者のもとには同志が集まるといふ。文武の才を兼ね備えた、そういう人物を代々輩出したのである。この南賓公たる墓主は、(孔子が子に教えたようにすぐれた)家庭での教育を受けた。先祖の名声・徳行を受け継ぎ、そのよきほまれを継承した。まつりごとは万里の先まで行き渡り、名声は天下に高まった。(ところが)その器量の重さに比して授けられた位は軽く、時として運に恵まれなかった。踏み止まることを知っていれば(安泰で長続きし)満足することをしていれば(辱められることもなく)、よい終わりといふ初め

(を迎えられるのである)。心持ちをおだやかにこだわりを捨て俸禄を辞退して(官界を退き)、悠々自適な安らぎを得た。暑さ寒さ(とともに人の世も)移り変わり、日も月も(こもこもめぐって)時が流れた。命短くして亡くなり、(墓主という)優れた人物は世を去った。(詩経にいう)よきつれあいは、(まさに墓主の)妻となった女性のことである。帝王の家系に連なる名門の出身で、妻が備えるべき徳はすぐれ抜き出ている。(古の賢女とされる)樊姫のともがらであり、(同じく)敬姜と相通じるところがある。天は善人に与すというがそのしるしもなく、思いがけぬ早さで永遠の眠りにつかれた。悲しみにたえぬ残された後継ぎ息子であったが、(遺体を納めた棺を)安置するのは(子の果たすべき)まことに大切な儀礼である。墓地の吉凶を占ってよい結果を得て、西(の長安)から東(の洛陽)に改葬した。長く響く挽歌に、墓地に植えた松を吹く風。(この夫妻の)美徳が消えることなく、高きほまれは永久に朽ちませんように。

3. 考察

(1) 墓誌文の構成と墓主の生きた年代

本墓誌文は、誌題(01行)、誌序(02～25行)、銘(26～31行)によって構成される。誌序の内容は、①発辭(02～03行「又為河南人也」まで)、②曾祖父・祖父・父の官歴(06行「大業二年□柱國」まで)、③墓主の隋・唐代における具体的な官歴・事績から死去に至るまで(20行「墓於洛陽之私第」まで)、④墓主の夫人の出自、死去、および墓主との合葬の記録(24～25行「北邱之原」まで)に段落分けすることができる。「乃為銘曰」(25行)に続く銘文は、誌序とおおむね対応する内容を、四文字で一句、二句一対の形式をとる全四〇句の韻文で表現している。

この中で、墓主生前の事績を記すのは③の部分であるが、19～20行の記述によれば、墓主の侯莫陳毅は、唐の永徽元年(六五〇)正月二八日に、洛陽の私邸にて、享年七四で死去しているので、その生まれは北周武帝の建徳六年(五七七)であったと逆算される。一方、その夫人は、貞観十四年(六四〇)に長安で亡くなったが(22行)、日時・享年は不明である。墓主が洛陽で亡くなり、同郊外に墓地が営まれたのにあわせて、永徽三年(六五二)十月二二日に、子の哲によって、夫人の亡骸も長安から洛陽に遷され、夫妻で合葬される運びとなったようである(22～25行)。

墓誌文によれば、墓主は西魏・北周以来の名門「八柱国」の一人・侯莫陳崇の孫に当たる人物で、いわゆる閼隴集團の中

心的な家系に連なる人物である。また、その夫人の蕭氏は、語釈⑩で見たように、南朝梁の帝室・蕭氏の出身であった。これらのことは、本墓誌の出現によってはじめて明らかになった。この夫妻の経歴を、侯莫陳氏・蕭氏の家系全体の中に位置付けて考察することは、当該時期の政治・社会の解明に裨益する部分が少なくないであろうが、まずはその第一歩として、墓主が軍事畑を中心に歩んだ隋での官歴について、若干の検討を加えておくことにしたい。

(2) 墓主の官歴—隋代の武官職を中心に—

本墓誌には、隋代に墓主が務めた武官職として、①「千牛左右」(07~08行)、②「右千牛左右」(09行目)、③「右内率府司馬」(同)、④「右衛行軍長史」(11行目)、⑤「左驍衛義揚府鷹揚郎將」(同)、⑥「行軍惣管」(12行目)、⑦「左驍衛武牙郎將」(13行目)が見えている。

このうち①②③は、皇帝・皇太子の宿衛侍従に関わる官職であるが、『隋書』卷二八、百官志下によって、その組織を必要な範囲で示せば、以下のとおりである。

A. 皇帝の宿衛侍従組織	B. 皇太子の宿衛侍従組織
左右領左右府	左右内率府
大將軍1人(正3品)	内率1人(正4品)
將軍2人(從3品)	副率1人(從4品)
千牛備身12人(正6品下)	太子千牛備身8人(正7品下)
備身左右12人(同上)	太子備身左右8人(同上)
司馬1人(正7品下)	司馬1人(從7品下)
備身60人(從8品上)	太子備身20人(正9品上)

一見して明らかのように、Aの縮小版がBであるが、墓主が「檢校」(本官より上位の官職を加官すること)した③「右内率府司馬」は、太字で示した下から2段目右に当たる。とすれば、『隋書』百官志下に正式な官職名としては見えない①「千牛左右」と②「右千牛左右」は、皇帝・皇太子の宿衛侍従を務めたこれら兵士の総称であり、具体的には、墓主は文帝の備身(從8品上)から皇太子楊広の太子備身(正9品上)に配置換えとなったが、そのままでは降格になってしまうので、司馬(從7品下)を兼務することでバランスを取ったのであろう[3]。

ちなみに、『隋書』卷四五、文四子(房陵王勇)伝に、

時に高祖、宗衛の侍官を選び、以て上台に入りて宿衛せしむ。高祖奏して称す、「若し尽く強者を取らば、恐らくは東宮の宿衛太だ劣らん」と。高祖、色を作して曰く、「我、時有りて行動す。宿衛須く雄毅を得べし。太子は徳を東宮に毓う。左右何ぞ強武を須いん？此れ極めて敵法なり。甚だ我

が意に非ず。我の商量する如きは、恒に交番の日に於いて、分ちて東宮に向かいて上下せしめ、団伍を別たざらんとす。豈に好事に非ずや？我、前代を熟見す。公須く仍お旧風を踵ぐべからず」と。蓋し高祖の男の勇の女に尚するを疑い、此の言に形し、以て之れを防ぐなり。

とあるように、皇帝と皇太子の間で権力闘争とも絡んだ宿衛兵の奪い合いが起こっていた。墓主が皇帝付きから皇太子付きに変わるに際し、特に「勅許」(08~09行)を得ているのは、トラブルを回避するのに必要な手続きだったのであろう。

なお、そこまでして煬帝が墓主を引き抜いた理由としては、語釈⑩で触れたとおり、やはり妻同士が実の姉妹であるという姻戚関係が、大きく作用したものと考えられる。そして墓主が、④「右衛行軍長史」として第一次高句麗遠征に従軍し、⑤「左驍衛義揚府鷹揚郎將」という地方軍府の指揮官となり、また隋末の混乱期には、それら軍府の指揮官九十七人を束ねる⑥「行軍惣管」として、関中北部の防衛に当たり、⑦「左驍衛武牙郎將」まで昇進したのは、その期待に応えたものといえる。一方で、謀反事件による免官は明記しながら(10行目)、煬帝の死や隋の滅亡には一言も触れていないのは、結局、唐へ鞍替えしたことへの後ろめたさの表れとも考えられよう。

4. おわりに

以上、「唐・侯莫陳毅墓誌」について、基礎的な考察を加えてきた。当該墓誌は、本訳注の中で指摘したとおり、様々な面で新たな研究の材料を提供するものである。しかし、すでに紙幅も尽きたので、詳しい検討は稿を改めて行うこととしたい。

参考文献

- [1]拙著“隋唐帝国形成期における軍事と外交”汲古書院(2021), 632pp.
- [2]当該論文によれば、陳氏に先立って、王化昆・呂九卿『唐侯莫陳毅墓誌積略』(『河洛春秋』二〇〇三年第四期)、譚淑琴主編『中原文化大典・文物典・碑刻墓誌』(中州古籍出版社、二〇〇八年)が、同墓誌を取り上げて初歩的な検討を加えており、陳氏の揭示する図版もこれらから転載したもののことであるが、筆者未見であるため、本稿では陳氏の論文、および語釈④所掲の龍氏の論文に依拠して、考察を進めることとする。
- [3]『隋書』百官志下に、「(開皇)十八年、備身府を置く」とあるのとも関わった可能性があるが、後考に期したい。